

答 申

1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書を不存在として非公開とした決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 令和6年1月29日に、本件審査請求人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。

(2) 本件公文書公開請求の内容は、「平成26年9月14日開催の『カートGP江津』（以下「当該事案」という。）の開催に伴い、警察庁の警察官の参加支援を求めるため、警察庁に提出した警察法60条2項に基づく『必要な事項』（下記ア～オ）の記載資料」である。

ア 援助を必要とする理由

イ 援助を依頼する先（警察庁）

ウ 援助のための派遣を受けることが必要な人員及び装備

エ 派遣の日時、場所

オ 援助を必要とする期間等

(3) この請求に対して、実施機関は、令和6年2月27日付けで公開請求に係る公文書を作成しておらず、管理していないためという理由で非公開決定を行った。

(4) 審査請求人は、この決定を不服として令和6年4月5日に、島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求を行った。

(5) 諮問実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、令和6年9月5日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件公文書の非公開決定を取り消し、公開を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書、反論書等による主張の要旨は次のとおりである。

ア 当該事案の協議の場において、警察庁警察官2名が出席し、警察の立場から意見等を述べた報告書が公開されている。

その記載内容から、島根県公安委員会より警察法第60条第1項に基づく援助の要求を受けて出席したものと推察され、あわせて同法第2項で規定されている必要な事項を記載した文書を作成しているはずである。

イ 島根県公文書等の管理に関する条例及び島根県警察における公文書の管理に関する訓令により、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならないと規定されている。当該記録は「処理に係る事案が軽微なもの」に該当するとは思えない。

ウ 文書作成義務の履行の怠りは県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民

参加による開かれた県政を推進することを目的とした島根県情報公開条例に反し、本件処分は違法または不当である。

エ 警察法第 60 条に基づく援助要請は島根県警察における公文書の管理に関する訓令第 2 条の 2 第 2 項で示されている部外者との打ち合わせ等に該当し、実施機関のそもそも作成する必要があるという判断は誤りである。

オ 実施機関は警察庁への依頼文書の保存期間を 1 年未満と説明しているが、当該事案が全国的に事例のないイベントであり、交通規制に関する法律解釈等について、警察庁担当者に対し質疑等を行っている事案であると自ら認めていることを踏まえると重要性が明らかな文書であり、最も軽微な 1 年未満で廃棄する文書と同等に扱うことは、社会通念上あり得ず、規則の恣意的な運用に他ならない。

カ 本件通知書の「公開しない理由」は、「公開請求に係る情報が記録された公文書を管理していないため。作成していないため。」とのみ記載されるにとどまっている。これは非公開の結論の再掲であって、情報公開における非公開決定の理由付記の程度につき、最高裁平成 4 年 12 月 10 日第一小法廷判決は単に根拠条項を示すだけでは原則不十分であり、開示請求者がどの非公開事由に、いかなる事実関係・判断過程に基づき該当するとされたのかを了知し得る程度の具体性を要すると判示しているため、本件通知書の理由付記の記載は最高裁が要請する具体性を欠いている。

キ 実施機関は、弁明書や補足説明資料において、後日的に説明を行っているが、理由付記の充足は処分時点を基準として判断され、後日の補充は原則として理由不備の瑕疵を治癒しないと解すべきである。（東京高裁平成 3 年 11 月 12 日判決）よって、本件公開決定は理由付記の要件を欠き、違法である。

#### 4 実施機関の主張

諮問実施機関の弁明書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 警察法第 60 条第 2 項は、都道府県公安委員会から都道府県警察への援助の要求について規定されており、警察庁警察官に対する援助要求について規定されたものではない。そして、当該事案は他の都道府県警察に援助を行った事例ではないため、本件公文書は不存在である。

イ 本件公開請求の対象文書は、同法第 60 条第 2 項に基づく「必要な事項」を記載した文書であり、当該公文書については、先述の理由によりそもそも作成する必要があるものであることから、審査請求人の主張する作成義務の怠りに該当しない。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、実施機関が当該事案の開催に伴い、警察庁警察官の参加支援を求めるため、警察庁へ提出した警察法第 60 条第 2 項に基づき必要とされる事項を記載した資料（以下、「本件対象公文書」という。）である。

(3) 警察法第 60 条について

警察法第 60 条第 1 項は都道府県公安委員会が警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求ができる旨を定めており、同条第 2 項は都道府県公安委員会が他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、必要な事項を警察庁に連絡しなければならない旨を定めている。

この援助の要求とは、災害や騒乱事案の発生など、事案の性質・規模によっては、一都道府県警察の能力をもってしては処理することができない場合があることから定められたものであり、専門的技能の援助を求めることや人員、装備の援助を求めるもの等が想定されると解されている。（警察制度研究会編集『全訂版警察法解説』354-355 頁）

また同条第 2 項においては、都道府県公安委員会が他の都道府県警察に対して援助の要求をしなければならないような事態については、警察庁としても都道府県警察を指揮監督することとなる場合が多く、また都道府県警察相互間の応援要請による警察官の派遣について広域的見地から調整をする必要や各都道府県警察の警察機能の保持のために中央で調整することが必要となる場合が多いと考えられるため、定められたものと解されている。（前掲書 355-356 頁）

(4) 当該事案における警察庁警察官の来県等について

当該事案における警察庁警察官の来県及び協議への参加について、諮問実施機関に根拠法令や経緯等の補足説明を求めたところ、その内容は以下の通りであった。

ア 諮問実施機関が警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をするときは、警察法第 60 条第 1 項に基づき行われるが、当該事案ではこの援助要求を行っておらず、依頼文書等は存在しない。

イ 当時の担当職員に確認したところ、来県 1 ヶ月ほど前に警察庁からコースを視察に行く等の申し出があったことを記憶しており、全国初開催となるゴーカートレースを質疑等により認知した警察庁が、自ら視察や協議への参加を計画し、来県したものと推察される。

ウ 当該事案に関する警察庁の所掌事務が具体的にいかなるものであるかについては諮問実施機関では回答できないが、警察法第 16 条及び第 17 条の規定により、警察庁の所掌事務について都道府県警察を指揮監督することが規定されていることから、日頃から交通規制等に関する法律解釈等について、警察庁担当者に対し質疑等を行っている。

(5) 本件対象公文書の不存在について

諮問実施機関は、当該事案における警察庁警察官の来県等が警察法第 60 条に基づくものではないため、当然に本件対象公文書について作成する必要がなく、不存在であると主張している。

一方、審査請求人は、警察法第 60 条に基づく援助要請や必要とされる事項を記載した文書の作成がなされているはずであり、「作成していない」というのであれば、文書作成義務の怠りに該当する旨を主張している。

上記5（3）のとおり警察法第60条第2項は、都道府県公安委員会から他の都道府県警察に対して援助の要求をする際の規定であり、当該事案においては警察庁警察官が来県をしており、他の都道府県警察に対して援助の要求をしていたものでないことは明らかである。そして、本件公文書公開請求では警察法第60条第2項に基づく必要な事項の記載資料と限定されている。以上のことから、本件公文書を作成しておらず、不存在であるとする実施機関の説明及び決定について、不合理な点は認められない。また警察法第16条及び第17条の規定により、警察庁は所掌事務の範囲内で都道府県警察を指揮監督する権限を有していることから、その権限に基づいて警察庁警察官が自主的に来県したものと推察されるという諮問実施機関の説明も著しく不合理とまではいえない。

(6) 理由付記について

審査請求人は、本件決定における理由付記について、「公開請求に係る情報が記録された公文書を管理していないため。作成していないため。」というだけでは最高裁判例の要請する具体性がないため、不備がある旨を主張している。

当審査会として、公文書の不存在を理由とする非公開決定の際の理由付記については、単に公文書が存在しないという事実だけでは足りず、公開請求に係る公文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄されたのか等、公開請求に係る公文書が存在しないことの要因についても記載することが求められ、最小限、上記程度の類型的な理由を付記する必要があると判断している。（令和2年3月4日付け当審査会答申第123号）

本件決定についてみると、対象となる公文書が存在しない根拠として、「作成していないため」等の最小限の類型的な理由が付記されていることから、条例第11条第3項に定める理由付記の要件を満たさないとまではいえない。

よって、実施機関が非公開決定通知書に記載した本件決定の理由付記について、不備があるとまでは認められず、また処分時点で理由付記に不備があるとはいえない以上、弁明書や補足説明資料において後日の理由付記をしているとする審査請求人の主張は相当ではない。

(7) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人の反論書等によるその他の主張については、当審査会の判断を左右するものではない。

(8) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第185号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 6年 9月 5日	実施機関から島根県情報公開・個人情報保護審査会に対し諮問
令和 7年 5月22日 (審査会第1回目)	審議 (第2部会)
令和 7年 6月26日 (審査会第2回目)	審議 (第2部会)
令和 7年 7月17日 (審査会第3回目)	審議 (第2部会)
令和 7年 8月 8日 (審査会第4回目)	審議 (第2部会)
令和 7年 9月16日 (審査会第5回目)	審議 (第2部会)
令和 7年10月16日 (審査会第6回目)	審議 (第2部会)
令和 7年11月27日 (審査会第7回目)	審議 (第2部会)
令和 7年12月18日 (審査会第8回目)	審議 (第2部会)
令和 8年 1月29日 (審査会第9回目)	審議
令和 8年 2月24日	島根県情報公開・個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
松尾 澄美	行政書士	第1部会
熊谷 優花	弁護士	第2部会
籠橋 有紀子	公立大学法人島根県立大学看護栄養学部教授	第2部会